

㊫ 男女間における暴力等に関する調査

令和6年9月
山 口 県

調査ご協力のお願い

山口県では、男女間における暴力の根絶に向けて、「山口県男女共同参画基本計画」等に基づき、諸施策の推進に取り組んでいるところです。

この取組を一層推進するため、5年ごとに、県民の皆様にも男女間の暴力等に関する状況やご意見をお聞きする調査を実施しています。

この調査は、県内にお住まいの18歳以上の方々の中から、無作為に抽出し、選ばせていただきました男女各1,500名の方をお願いするものです。

ご回答いただいた内容は、行政上の基礎資料として活用させていただくことを目的としており、この目的以外に使用することはありません。また、あなたの名前や回答の内容が外部に漏れることは一切ありません。

なお、ご回答についてはあくまでも任意であり、ご回答の際に精神的なご負担が発生するようであれば、回答作業を中止してください。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご記入に当たってのお願い】

- 1 調査の対象となる方は、調査票を郵送させていただいた宛名の方になります。
必ず、ご本人様がお答えくださいますようお願いいたします。
- 2 お答えは設問ごとに（○はひとつだけ）、（○はいくつでも）など、それぞれ指定されていますので、ご注意ください。○印は番号を囲んでください。
- 3 「その他」の場合には、その番号を○で囲むとともに（ ）内に具体的にご記入ください。
- 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
10月18日（金）までに投函してください。

※調査票及び返信用封筒にお名前を記入される必要はありません。

調査についてご不明な点やご質問がありましたら、以下にお問い合わせください。

山口県環境生活部 男女共同参画課
〒753-8501 山口市滝町1-1
電 話：083-933-2630
FAX：083-933-2639
メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

あなたご自身のことについて、おたずねします。

F 1 あなたの戸籍上の性別は（○はひとつだけ）

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

F 2 あなたの年齢は（○はひとつだけ）

- | | |
|----------|----------|
| 1 18～19歳 | 5 50～59歳 |
| 2 20～29歳 | 6 60～69歳 |
| 3 30～39歳 | 7 70歳以上 |
| 4 40～49歳 | |

F 3 あなたは、次のうちどれにあてはまりますか（○はひとつだけ）

- | |
|------------------|
| 1 既婚（事実婚や別居中を含む） |
| 2 離別または死別 |
| 3 未婚 |

F 4 あなたには、お子さんがいらっしゃいますか（別居、独立したお子さんも含む）（○はひとつだけ）

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

配偶者からの暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

（「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含みます。以下、同様）

問1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」を知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- 1 法律があることも、その内容も知っている
- 2 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
- 3 法律があることを知らなかった

参考：法律の概要等

1 法律の対象

- ・「配偶者」には、婚姻の届けを出していない「事実婚」を含みます。
- ・男女は問いません。
- ・離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- ・「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。
- ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また交際関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

2 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の業務

- ・被害者からの相談対応、カウンセリング
- ・被害者及び同伴者（同伴児童）の一時保護
- ・被害者の自立生活のための就業促進、住宅確保に関する情報提供
- ・援護等に関する制度（生活保護、母子生活支援施設における保護、児童扶養手当、住民基本台帳の閲覧の制限等）の利用についての情報提供
- ・その他の援助（離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うこと等）

3 保護命令

被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者からの申立てにより、加害者に対し発する命令。「接近禁止命令（※1）」と「退去命令（※2）」があります。

※1 加害者に、被害者（被害者と同居する未成年の子についても可能）の身边へのつきまといなどを1年間禁止するもの（再度の申立ても可能）

※2 加害者に、原則2ヶ月間、住居から退去を命ずるもの（再度の申立ても可能）

問2 あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口を知っていますか。次の中から、知っているものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1	山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
2	警察
3	民生委員、児童委員
4	法務局、人権擁護委員
5	市役所、町役場
6	電話ホットライン、メール相談、SNS相談など
7	民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）
8	裁判所
9	その他（ ）
10	相談できる窓口として知っているところはない

問3 あなたは、配偶者の間で次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思いますか。AからQのそれぞれについて、1から3のうちあなたの考えに近い番号に○をつけてください。
(○はそれぞれひとつずつ)

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない
A 平手で打つ	1	2	3
B 身体を押す	1	2	3
C 足でける	1	2	3
D 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2	3
E なぐるふりをして、おどす	1	2	3
F 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
G 大声でどなる	1	2	3
H 他の異性との会話を許さない	1	2	3
I 家族や友人との関わりを持たせない	1	2	3
J 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	1	2	3
K 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	1	2	3
L 何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3
M 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う	1	2	3
N 相手や家族を傷つけるなどと告げておどす	1	2	3
O 家計に必要な生活費を渡さない	1	2	3
P いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
Q 避妊に協力しない	1	2	3

【これまでに結婚したことのある方にお聞きします。（１ページF 3で、「１ 既婚（事実婚や別居中を含む）」、「２ 離別または死別」と答えた方にお聞きします。「３ 未婚」と答えた方は問 12 にお進みください。）】

問４ あなたはこれまでに、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。AからDのそれぞれについて１、２、３のあてはまる番号に○をつけてください。（○はそれぞれひとつずつ）

	まったくない	１、２度あった	何度もあった
A 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	１	２	３
B 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	１	２	３
C 経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）	１	２	３
D 性的強要（例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど）	１	２	３

【問４でA、B、C、Dのうちひとつでも、これまでに「１、２度あった」、「何度もあった」と答えた方にお聞きします。AからDのすべてが「まったくない」という方は問 11 にお進みください。】

問５ 配偶者から、問４に該当することをされた時期について、お答えください。（○はいくつでも）

	この１年にあった	この２年から５年にあった	５年以内にはなかった
A 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	１	２	３
B 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	１	２	３
C 経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）	１	２	３
D 性的強要（例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど）	１	２	３

【問5でA、B、C、Dのうち1つでも、「この1年にあった」、「この2年から5年にあった」と答えた方にお聞きします。AからDのすべてが「5年以内にはなかった」という方は問8にお進みください。】

問6 あなたはこの5年の間に、配偶者から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 民生委員、児童委員に相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 市役所、町役場に相談した
- 6 裁判所に相談した
- 7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 8 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 9 医療関係者（医師、看護師など）に相談した
- 10 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 11 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した
- 12 家族や親戚に相談した
- 13 友人・知人に相談した
- 14 その他（ ）
- 15 どこ（だれ）にも相談しなかった

問 8 にお進みください

問7にお進みください

【問6で「15 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問7 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談するほどのことではないと思ったから
- 5 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 そのことについて思い出したくなかったから
- 9 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 10 世間体が悪いと思ったから
- 11 他人を巻き込みたくなかったから
- 12 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 13 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
- 14 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 15 別れるつもりがなかったから
- 16 その他（ ）

問8、問9については、複数の配偶者から暴力を受けた方は、あなたがより深く傷ついた経験の1つについてお答えください。

【配偶者から、問4のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

問8 あなたは、配偶者からそのような行為を受けたとき、どうしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- | | | |
|--------------------------|--------|-------------|
| 1 相手と別れた | —————→ | 問10にお進みください |
| 2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった | ————→ | 問9にお進みください |
| 3 別れたい（別れよう）とは思わなかった | —————→ | 問10にお進みください |

【問8で「2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」と答えた方にお聞きします。】

問9 あなたが、配偶者と別れなかった理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- 1 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 2 経済的な不安があったから
- 3 世間体が悪いと思ったから
- 4 周囲の人から、別れることに反対されたから
- 5 相手が別れることに同意しなかったから
- 6 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから
- 7 これ以上は繰り返されなかったから
- 8 相手には自分が必要だと思ったから
- 9 別れるとさみしいと思ったから
- 10 孤立してしまうと思ったから
- 11 子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから
- 12 その他（ ）

【配偶者から、問4のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

問10 あなたはこれまでに、配偶者から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。
あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- | | |
|-------|----------|
| 1 感じた | 2 感じなかった |
|-------|----------|

【問11 は、子どもがいる方にお聞きします。子どものいない方は問12にお進みください。】

問11 あなたの子どもは18歳になるまでの間に、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 身体的虐待（例えば、なぐる、ける、たばこの火を押しつける、激しく揺さぶる、長時間外に放置するなど）
- 2 性的虐待（例えば、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にするなど）
- 3 ネグレクト（例えば、病気やけがをしても適切な処置を施さない、乳幼児を家に置いたまま度々外出する、極端に不潔な環境で生活させる、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど）
- 4 心理的虐待（例えば、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど）
- 5 わからない
- 6 まったくない

交際相手からの暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

問12 あなたには、これまでに交際相手がいましたか。あてはまる番号に○をつけてください。現在、結婚している方については、結婚前についてお答えください。(○はひとつだけ)

なお、ここでいう「交際相手」には、婚姻届を出していない事実婚は含みません。(以下、同様)

1 <u>交際相手がいた (いる)</u> ※後に配偶者となった相手も含みます	2 <u>交際相手はいなかった</u>
↓	↓
問13にお進みください	問19にお進みください

【問12で「1 交際相手がいた (いる)」と答えた方にお聞きします。】

問13 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。AからDのそれぞれについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

	まったく ない	10歳代に あった	20歳代に あった	30歳代以 上にあっ た
A 身体的暴行 (例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	1	2	3	4
B 心理的攻撃 (例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)	1	2	3	4
C 経済的圧迫 (例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)	1	2	3	4
D 性的強要 (例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど)	1	2	3	4

↓

【問13でAからDのうちひとつでも、「10歳代にあった」、「20歳代にあった」、「30歳代以上にあった」と答えた方にお聞きします。AからDのすべてが、「まったくない」という方は問19にお進みください。】

問14 あなたは、交際相手から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 法務局、人権擁護委員に相談した
- 4 市役所、町役場に相談した
- 5 裁判所に相談した
- 6 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 7 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 8 医療関係者（医師、看護師など）に相談した
- 9 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 10 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した
- 11 家族や親戚に相談した
- 12 友人・知人に相談した
- 13 その他（ ）
- 14 どこ（だれ）にも相談しなかった _____

問 16 にお進みください

問 15 にお進みください

【問14で「14 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問15 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談するほどのことではないと思ったから
- 5 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 そのことについて思い出したくなかったから
- 9 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 10 世間体が悪いと思ったから
- 11 他人を巻き込みたくなかったから
- 12 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 13 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
- 14 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 15 別れるつもりがなかったから
- 16 その他（ ）

問 16、問 17 については、複数の交際相手から暴力を受けた方は、あなたがより深く傷ついた経験の1つについてお答えください。

【交際相手から、問 13 のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

問 16 あなたは、交際相手からそのような行為を受けたとき、どうしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- | | | |
|--------------------------|---|---------------|
| 1 相手と別れた | → | 問 18 にお進みください |
| 2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった | → | 問 17 にお進みください |
| 3 別れたい(別れよう)とは思わなかった | → | 問 18 にお進みください |

【問 16 で「2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と回答した方にお聞きします。】

問 17 あなたが、交際相手と別れなかった理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | |
|--------------------------------------|
| 1 仕返しが怖かったから(もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど) |
| 2 経済的な不安があったから |
| 3 世間体が悪いと思ったから |
| 4 周囲の人から、別れることに反対されたから |
| 5 相手が別れることに同意しなかったから |
| 6 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから |
| 7 これ以上は繰り返されないと思ったから |
| 8 相手には自分が必要だと思ったから |
| 9 別れるときみしいと思ったから |
| 10 孤立してしまうと思ったから |
| 11 子どもがいる(妊娠した)から、子どものことを考えたから |
| 12 その他 () |

【交際相手から、問 13 のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

問 18 あなたはこれまでに、交際相手から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- | | |
|-------|----------|
| 1 感じた | 2 感じなかった |
|-------|----------|

性暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

**問 19 あなたはこれまでに、性暴力（性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為）を受けたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。
（○はひとつだけ）**

1 ある

2 ない

問 19 で、「1 ある」と答えた方にお聞きします。「ない」という方は問 24 へお進みください。】

**問 20 加害者はあなたとどのような関係でしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
（○はいくつでも）**

- 1 配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）
- 2 親（養親・継親・親の交際相手を含む）
- 3 その他の家族・親戚
- 4 交際相手・元交際相手
- 5 職場・アルバイト先の関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手、客など）
- 6 通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）
- 7 SNS などインターネット上で知り合った人
- 8 医療・福祉関係者
- 9 その他（ ）
- 10 まったく知らない人

**問 21 被害にあったのはあなたがいくつのときでしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
（○はいくつでも）**

- 1 小学校入学前
- 2 小学生のとき
- 3 中学生のとき
- 4 中学卒業から 17 歳まで
- 5 18 歳・19 歳
- 6 20 歳代
- 7 30 歳代
- 8 40 歳代
- 9 50 歳代以上

問22 あなたはこれまでの被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」に相談した
- 2 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 3 警察に連絡・相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 労働局（労働相談窓口）に相談した
- 6 市役所、町役場に相談した
- 7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 8 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 9 医療関係者（医師、看護師など）に相談した
- 10 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 11 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した
- 12 家族や親戚に相談した
- 13 友人・知人に相談した
- 14 その他（ ）
- 15 どこ（だれ）にも相談しなかった ☐

問 24 にお進みください

問 23 にお進みください

【問22で「15 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問23 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
（○はいくつでも）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談するほどのことではないと思ったから
- 5 相談したらどうなるかわからず不安が大きかったから
- 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 自分にも悪いところがあると思ったから
- 9 そのことについて思い出したくなかったから
- 10 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 11 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 12 世間体が悪いと思ったから
- 13 他人を巻き込みたくなかったから
- 14 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 15 相手の行為は愛情表現だと思ったから
- 16 相手の行為が理解できず被害を受けたと思わなかったから
- 17 その他（ ）

問24 あなたは、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」 ☎083-902-0889^{おはやく}を知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- | | |
|---------|----------|
| 1 知っている | 2 知らなかった |
|---------|----------|

【問24で、「1 知っている」と答えた方にお聞きします。】

問25 あなたは、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」について、どのように知りましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 インターネット（ホームページ等）2 医療関係者（医師、看護師など）からの紹介3 行政機関（市役所、町役場など）からの紹介4 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）からの紹介5 家族・友人などからの紹介6 公的機関や店舗等に設置されたリーフレットやカード、トイレ等に貼られたステッカー7 県の広報誌・テレビ・ラジオ8 その他（ | ） |
|---|---|

問26 性的な行為などの動画の撮影に応じる契約（約束）をしたり、実際に撮影した場合でも、契約をなかったことにしたり、動画の公表を止めたりできる法律※があります。そのことについて、知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

※AV出演被害防止・救済法（性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律）

- | | |
|---------|----------|
| 1 知っている | 2 知らなかった |
|---------|----------|

問27 性的な行為などの動画を制作・公表する業者から、性的な行為などの動画の撮影を強要されたもしくは、勧誘され断ることができなかったことはありますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

男女間の暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

問28 あなたはこれまでに、あなたはいやなのに、ある特定の相手にしつこく、つきまとわれたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問29 あなたは、男女間における暴力を防止するためにはどうしたらよいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- | |
|---|
| 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う |
| 2 学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う |
| 3 地域で、暴力防止のためのネットワークづくりなどを行う |
| 4 暴力防止のための広報・啓発活動を積極的に行う |
| 5 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う |
| 6 加害者への罰則を強化する |
| 7 暴力を助長するおそれのある情報（テレビや雑誌、ゲーム、ビデオ、インターネットなど）を取り締まる |
| 8 その他（ ） |

困難な問題を抱える女性への支援について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

問 30 あなたは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

1 知っている

2 知らなかった

参考：法律の概要等

1 法律の対象

- ・「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいいます。

2 山口県男女共同参画相談センター（女性相談支援センター）の業務

- ・困難な問題を抱える女性からの相談対応
- ・困難な問題を抱える女性及び同伴者（同伴児童）の一時保護
- ・困難な問題を抱える女性への医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助
- ・困難な問題を抱える女性の自立を促進するため、就労の支援、住宅の確保、同伴児童の保育等に関する制度の利用等についての情報の提供、助言、関係機関との連絡調整

問 31 あなたがこれまでに抱えたことのある困難な問題はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 家族や同居人からの身体的暴力（なぐられる、けられる、物をなげつけられるなどの身体に対する暴行）
- 2 家族や同居人からの心理的攻撃（大声でどなられる、人格を否定される、大切にしているものを勝手に捨てられるなど）
- 3 自身の障害や疾病
- 4 家族の障害や疾病
- 5 交際相手からの暴力
- 6 他人からの性暴力・性犯罪被害（性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為）
- 7 他人からの性暴力・性犯罪被害（SNSを介して性的な画像を送信させられたなど、インターネットを通じた被害）
- 8 ストーカー被害（特定の相手からのつきまとい等）
- 9 経済的な困窮（生理用品等の生活必需品が購入できない、生活費を稼ぐためのアルバイトによって学業に支障が出るなど）
- 10 職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント
- 11 その他（ ）
- 12 まったくない

問 32 にお進みください。

質問は以上です。調査票の最終ページにご意見欄がありますので、ご意見がありましたら何でもお書きください。

問32 あなたが抱えたことのある困難な問題について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター(女性相談支援センター)に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 民生委員、児童委員に相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 市役所、町役場に相談した
- 6 裁判所に相談した
- 7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 8 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど)に相談した
- 9 医療関係者(医師、看護師など)に相談した
- 10 学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した
- 11 職場・アルバイトの関係者(上司、同僚、部下など)に相談した
- 12 家族や親戚に相談した
- 13 友人・知人に相談した
- 14 その他()
- 15 どこ(だれ)にも相談しなかった

質問は以上です。調査票の最終ページにご意見欄がありますので、ご意見がありましたら何でも書きください。

問33にお進みください

【問32で「15 どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問33 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 どこ(だれ)に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 5 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 6 世間体が悪いと思ったから
- 7 他人を巻き込みたくなかったから
- 8 他人に知られると、これまで通りの付き合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
- 9 自分にも悪いところがあると思ったから
- 10 相談するほどのことではないと思ったから
- 11 自分が困難な問題を抱えているとは認識していなかったから
- 12 その他()

（ご意見欄）

その他、男女間の暴力について、ご意見がありましたら、何でもお書きください。

〈例〉暴力を受けたときの気持ち、どこ（だれ）かに相談したときの状況、暴力をなくすための方策など

多くの質問にご回答いただき、ありがとうございました。

山口県では、配偶者等からの暴力や性暴力被害等についてのご相談を下記の相談窓口でお受けしています。

〔DV相談窓口〕〔困難な問題に関する相談窓口〕

山口県男女共同参画相談センター ０８３－９０１－１１２２

〔性暴力相談窓口〕

やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお ０８３－９０２－０８８９



夢わかちあい
個性きらめく明日へ
～ 男女共同参画社会 ～